

山口市産業用地に関する適地調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、本市企業誘致の推進に向け、産業用地整備等の可能性を検討するために、専門的かつ多面的な観点から調査を行い、必要な基礎資料を作成することを目的とし、受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

山口市産業用地に関する適地調査業務

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「山口市産業用地に関する適地調査業務委託仕様書」のとおり

(5) 委託上限額

12,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の可決（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (3) 令和6年7月1日現在において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の区分57「業務委託（調査・研究）」のコード01「調査・分析」の営業種目に登録していること。
なお、参加意向表明の時点で同資格を有していない場合、または資格を有しているが指定する営業種目での登録がない場合は、令和6年6月17日(月)までに、山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結までの間、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

項目	日程
実施要領等の公表	令和6年5月23日(木)
参加意向申出書の受付期間	令和6年5月23日(木)から 令和6年6月20日(木)午後5時(必着)
質問の受付期間	令和6年5月23日(木)から 令和6年6月13日(木)午後5時(必着)
質問に対する回答期限	令和6年6月14日(金)
企画提案書等の提出期間	令和6年6月24日(月)から 令和6年7月5日(金)午後5時(必着)
プレゼンテーション日程通知	令和6年7月9日(火)
プレゼンテーション実施日	令和6年7月16日(火)【予定】
受託候補者の決定及び通知	令和6年7月下旬【予定】
契約締結	令和6年7月下旬【予定】

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書【様式第1号】

(2) 提出期限

令和6年6月20日(木) 午後5時(必着)

(3) 提出先

本実施要領14に記載のとおり

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※電子メールで提出される場合の件名は「**山口市産業用地に関する適地調査業務委託**」とすること

(5) 提出部数

1部

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、電子メールにて質問書【様式第2号】を提出すること。なお、質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。また、当該業務にかかる説明会は実施しない。

(1) 提出期限

令和6年6月13日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出先

本実施要領 14 に記載のとおり

(3) 回答方法

質問に対する回答は、集約した上で、質問者名を伏せて令和 6 年 6 月 14 日(金)までに、市ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載する。
ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①企画提案書【様式第 3 号】
- ②企画書（任意様式）
- ③業務実施体制書【様式第 4 号】
- ④業務工程表（任意様式）
- ⑤過去 10 年以内の同種・類似業務実績書【様式第 5 号】
- ⑥見積書（任意様式）※積算内訳が分かる内訳書を添付すること
- ⑦会社概要（パンフレット等で可）

(2) 書類作成上の留意事項

- ①文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字はこの限りではない。
- ②A4 判縦、両面印刷、左綴じを原則とする。ただし、資料の作成上、A3 版を利用した方が確認しやすい場合は、A3 版の利用を可とする。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日(金) 午後 5 時（必着）

(4) 提出先

本実施要領 14 に記載のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと

(6) 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部 ※①・⑥の副本は写し可）

8 受託候補者の選定方法

別表「企画提案書等評価基準」に基づき、「山口市産業用地に関する適地調査業務評価委員会（以下、「評価委員会」という。）」が、企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を特定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、平均 60 点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の

最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から多数決により選定する。

なお、提案者が4者以上となった場合には、提出された企画提案書を基に書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする提案者をあらかじめ選定する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、時間及び場所等の詳細については、別途連絡する。

(1) 実施日・場所

令和6年7月16日(火) 午後2時～午後5時(予定)

※日時及び会場については、別途応募者に通知する。

(2) 出席者

3名以内

(3) 発表時間

35分以内(提案説明20分以内、質疑応答15分以内)

(4) その他

☐プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

☐プレゼンテーションに使用する機器(パソコン、モニター、プロジェクター)は、本市で用意する。なお、申請者がパソコンを持参する場合は、あらかじめ市に連絡するものとする。

10 選定結果の通知等

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、市ウェブサイトにおいて公表する。

なお、選定された受託候補者については、名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者については、名称を伏せて採点結果を公表する。

11 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わった時や、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事態が生じた時は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、受託候補者を選定する以外の目的で使用しない。

ただし、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第4条に基づく公開請求があった場合は、同条例第5条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウなど、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

14 問い合わせ先及び書類等の提出先

山口市 商工振興部 産業立地推進課

〒753-8650

山口県山口市亀山町2番1号

電話番号 083-934-2813

FAX番号 083-934-2961

E m a i l sangyo-r@city.yamaguchi.lg.jp